

官報

号外 昭和三十九年二月二十一日

○第四十六回 参議院會議録第八号

昭和三十九年二月二十一日(金曜日)

午前十時二十一分開議

議事日程 第七号

昭和三十九年二月二十一日

午前十時開議

第一 人事官の任命に関する件

第二 土地調整委員会委員の任命に関する件

第三 運輸審議会委員の任命に関する件

第四 道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案(趣旨説明)

第五 旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案(趣旨説明)

第六 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求める件

○本日の会議に付した案件

一、日程第一 人事官の任命に関する件

一、日程第二 土地調整委員会委員の任命に関する件

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

昭和三十九年二月二十一日 参議院會議録第八号 議長報告

一、日程第三 運輸審議会委員の任命に関する件

一、日程第四 道路整備緊急措置法案の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第五 旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案(趣旨説明)

一、日程第六 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求める件

一、請願の件

○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十三日科学技術振興対策特別委員長から去る十一日議長の承認を得た科学技術の振興状況及び研究施設の実情調査のための委員派遣は都合により取り止めた旨の書面が提出された。

去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 天田 勝正君

同 田畑 金光君

決算委員 基 政七君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 基 政七君

同 高山 恒雄君

決算委員 天田 勝正君

同日議長藤田進君外四名から委員会審査省略の要求書を付して左の議案が提出された。

原核被爆者援護に関する決議案

同日内閣から左の議案が提出された。

よって議長は即日これを委員会に付託した。

日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求める件

千九百六十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求める件

千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求める件

外務委員会に付託

印紙税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

同日議長は、左の内閣提出案を大蔵委員会に付託した。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する議定書の締結について承認を求める件

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求める件

物品税法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

金銀銅物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

昭和三十八年度一般会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予備費使用総調書(その1)

昭和三十八年度特別会計予算総則第十四条に基づく使用総調書(その1)

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締結について承認を求める件

母子福祉法案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を外務委員会に付託した。

経済協力開発機構条約の締結について承認を求める件

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の委員派遣変更承認要求を承認した。

委員派遣変更承認要求書

昭和三十九年一月三十一日提出し、二月四日議長承認を得た厚生及び労働行政の実情調査のための委員派遣承認要求書中、派遣委員「第三班亀井光、阿具根登、林塩」とあるのを「第三班高野一夫(福岡県を除く)、亀井光、阿具根登、林塩」に、派遣地「第三班福岡県、熊本県、長崎県」とあるのを「第三班福岡県、熊本県、長崎県、岡山県」に、費用「概算一〇五、六〇〇円」とあるのを「概算一

昭和三十九年二月二十一日 参議院會議録第八号 議長の報告

二〇、七二〇円」に変更いたした
い。
右要求する。

昭和三十九年二月十三日

社会労働 鈴木 強
委員長

参議院議長重宗雄三殿

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

昭和三十八年度一般会計補正予算

(第3号)

昭和三十八年度特別会計補正予算

(特第3号)

昭和三十八年度政府関係機関補正予算

(第3号)

同日国会において議決した左の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

昭和三十八年度一般会計補正予算

(第3号)

昭和三十八年度特別会計補正予算

(特第3号)

昭和三十八年度政府関係機関補正予算

(第3号)

同日内閣から、原子燃料公社法第二十六条第三項の規定に基づく原子燃料公社の昭和三十七事業年度の予算実施結果説明書及び財務諸表を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七

条の規定に基づく昭和三十八年度漁業

の動向等に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七

条の規定に基づく昭和三十八年度漁業

の動向等に関する年次報告を受領した。

同日内閣から、沿岸漁業等振興法第七

条の規定に基づく昭和三十九年度において沿岸漁業等について贈じようとする施策に関する文書を受領した。

去る十五日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

予算委員 林 塩君

決算委員 市川 房枝君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 市川 房枝君

決算委員 林 塩君

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

租税特別措置法の一部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

農林水産委員会に付託した。

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 塩見 俊二君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 小山邦太郎君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 江藤 智君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 河野 謙三君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 加藤 武徳君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 西田 信一君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 鬼木 勝利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 北條 篤八君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

予算委員 徳永 正利君

法務委員 大矢 正君
 商工委員 亀田 得治君
 決算委員 谷口 慶吉君
 同 浅井 亨君
 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を農林水産委員会に付託した。

食料品総合小売市場管理法案
 昨二十日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 大矢 正君
 商工委員 亀田 得治君
 決算委員 浅井 亨君
 同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

法務委員 亀田 得治君
 商工委員 大矢 正君
 決算委員 浅井 亨君
 同日議長から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを農林水産委員会に付託した。

農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律案(湯山勇君外十一名提出)
 同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を社会労働委員会に付託した。

母子福祉法案
 同日人事院總裁職務代行人事官から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づき昭和三十八年の営利企業への就

職の承認に関する年次報告書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。

日程第一、人事官の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、国家公務員法第五条第一項の規定により、佐藤達夫君を人事官に任命することに、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、土地調整委員会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により、岡部得三君を土地調整委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、運輸審議会委員の任命に関する件を議題といたします。

内閣から、運輸省設置法第九条第一項の規定により、吾孫子豊君を運輸審議会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって本件は全会一致をもって同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)。

本件について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。河野建設大臣。

〔国務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野一郎君) ただいま議題となりました道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

政府におきましては、現行の道路整備緊急措置法に基づきまして、昭和三十六年度を初年度とする道路整備五カ年計画を策定し、これにより道路整備事業を推進し、今日まで相当の実績をあげてまいりましたことは御承知のとおりでございます。

しかしながら、最近の目ざましい経済の成長に伴いまして、道路輸送需要は計画策定当時の予想をはるかに上回って著しく増大しつつあり、現行計画によりましては、とうていその需要に應ずることができないことが明らかになってまいりました。また、現行の計画策定後の新情勢、たとえば全国総合開発計画、新産業都市建設計画等の樹立に即応いたしまして、産業開発のための道路整備を強力に促進することが必要となつてまいりましたのであります。

ここにおいて、政府といたしましては、以上の情勢に対処するため現行の道路整備五カ年計画を改定拡充し、昭和三十九年度を初年度とする新たな道路整備五カ年計画を樹立し、道路の改良と近代化を促進し、輸送の隘路を開するともに先行的道路投資を行ない、産業経済の基盤の強化をはかることといたしましたのであります。

このような観点から、計画策定の根拠法である道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を申し上げます。

改正の第一点といたしましては、ただいま申し上げましたとおり、現在実施中の道路整備五カ年計画を改定して、新たに昭和三十九年度を初年度とする新道路整備五カ年計画を策定することといたしましたことであります。

第二点といたしましては、道路の改善で土地区画整理事業にかかるとの費用につきましては、従来、土地区画整理法に定めるところにより、国がその費用の二分の一を負担した補助してきたのであります。昭和三十九年度以降五カ年間にわたりましては、国がその費用の三分の二を負担した補助することができるようの特例を設けることといたしましたことであります。

第三点といたしましては、道路整備計画の一環として実施しております積雪寒冷特別地域の道路交通確保に関する計画につきまして、新道路整備五カ年計画と計画期間の調整をはかるため、昭和三十九年度以降の毎五カ年間に各一期とする積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画を策定することといたしましたことであります。

その他これに関連いたしまして、関係規定の整備を行なうことといたしました。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませうようお願いいたします。

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございませう。発言を許します。武内五郎君。

〔武内五郎君登壇、拍手〕

○武内五郎君 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま上程されまし

た道路整備緊急措置法等の一部を改正する法律案について、池田総理並びに関係閣僚に対して若干の質問をいたしたいと存するものであります。

御承知のとおり道路整備に關する計画は、ガソリン税を目的税として、昭和二十九年を初年度とする第一次計画が作成され、その後昭和三十六年度を初年度とする投資規模二兆一千億円の現行第三次五カ年計画が樹立され、実施されてきたのであります。第四年度にあたり再び改定の必要に迫られ、本法案の提案を見るに至ったのであります。池田内閣の唱える国民所得増進計画の構想においては、二重構造の是正と社会的安定の確保が柱の一つとされておりますが、この政策の実施のあとを見ますとき、産業と文化の集中する都市と、立ちおくれと窮乏の地方との大きな格差が生じていることは、否定できないのであります。しかも、最近における大都市の急激な膨張を見ると、産業と人口の集中に對して都市機能のバランスが破れて、きわめて重大な過大都市問題を惹起して、過密の弊害を露呈しているのであります。すなわち、それは交通戦争となり、水飢饉となり、住宅難、土地騰貴等となってあらわれ、さらには地盤沈下、煙害となつておるのであります。

そこで、まず、池田首相にお伺いしたいのであります。交通運輸の体系は、産業、経済、文化の動脈であることは申すまでもありません。しかるに、今日の交通体系を見ますとき、既成大都市等、高度成長地域の経済活動が活発になればなるほど、低成長地域との間の開きが大きくなって、交通体系そのものが地域格差拡大の主因となつてまいりました。池田内閣は、かつて地域格差の解消を唱えて、地方の人々を喜ばせました。地方住民は、現行の道路整備計画の実施によつて、地方道路の改修を一日千秋の思いで待つておつたのであります。低開発地域の向上、そのためには、道路整備こそが緊急な基礎造成であると考えられたのであります。しかるに、この道路整備事業の実績を見ますとき、予算の大部分は、大都市と、きわめて少数の幹線道路とに食い尽くされて、地方道路に回る余裕はほとんどないという実情であつたのであります。これまでの道路政策は、激化する大都市の交通戦争に迫られるばかりで、地方の交通道路の整備を犠牲にしていたのであります。私は、今日の産業、経済、文化の病的な偏在と集中は、道路整備政策がはなはだしく均衡を失つていゝところにあると考えざるを得ないのであります。私は、新たな道路整備事業計画の策定にあたり、池田総理は、依然として大都市重点政策を続けていかれるのか、また、道路政策の偏在性を是正して、地域格差の解消に努力される

のかどうか、お考えを承りたいのであります。

第二点は、河野建設大臣は、ビジョンとして、欧米先進国並みの道路水準に達するためには、昭和五十五年度までの十七年間に約二十四兆円の道路投資が必要であるといわれ、その第一次計画として、今回の四兆一千億円の五カ年計画が進められていゝのであります。道路整備計画等の策定は、投資額で決定すべきものではなくて、その策定基本となるものは、産業、経済、文化の均等な発達をはかるための総合的国土開発の計画に基づいた、具体的な調査に裏づけされた交通体系が立てられなければならないのであります。しかるに、この計画で取り上げられておりますのは、都道府県道以上のものであつて、特に新しい高速自動車道の建設と、一般、二級国道の舗装、改良が主体となつていゝのであります。わが国道路の総延長の九〇%を占めております、国民の日々の生活と密着してあります市町村道以下の道路は、この計画の対象にはなつていないのであります。巨大な幹線道路網という産業基盤の整備は、かなり進むかもしれせん。しかし、国民の生活基盤の整備は、全く取り入れられていないのであります。また、一般道路の整備は、計画性のない応急的な寸断工事または既存道路のきわめて小規模の改良程度で糊塗しようとするものではない

かどうかを疑わざるを得ないのであります。前期五カ年計画の構想を見ましても、一般道路に二兆二千億円、有料道路に一兆一千億円を考えながら、地方単独事業として八千億円としていゝことは、やがては地方公共団体に対する過大なしわ寄せを必要とするときが来るのではないかと感ぜざるを得ないのであります。もし、かかる計画を実施するにあたり、地方公共団体が彈力的財政力を欠いていゝ現状に照らし考へますときに、過大な投資を強要することは、地方財政の破綻は避けられないこととなり、計画の実施もまたやがて行き詰まりを來たすのではないかと疑わざるを得ないのであります。池田総理、河野建設大臣、田中大蔵大臣、早川自治大臣のお考えを承りたいのであります。

第三点は、道路整備に要する財源の問題についてであります。今回の新計画推進のための必要な財源措置として、課税率を、揮発油に對して一〇%、軽油に對しておおよそ二〇%の引き上げを所行しようとしていゝこととあります。すなわち、この華嚴豪華な道路整備計画は、今日四百五十万台の各種自動車、四十六万台の農業機械等の使用する燃料に對する課税に依存しようとするものであります。物価抑制策は、政府の直面する重大な課題の一つであるにもかかわらず、道路整備の名目のもとに増税を行なつて、運輸コスト

の上昇による一般物価への影響を顧みないという施策はあまりにも無謀なものと言わざるを得ないのであります。しかも私は、さきに一月二十三日の本会議で指摘いたしましたごとく、この事業の推進をガソリン税に依存するとするならば、自動車使用度の濃密な大都市に集中することは避けられない。なかんずく池田内閣は、重要施策の一つとして農林漁業の近代化を標榜してありますが、近代化のための農業用機械に使用する燃料さえもこの道路財源に充当されるとするならば、きわめて不合理、残酷な施策と言わざるを得ないのであります。今日、欧米各国では、燃料税の軽減または廃止の方向をとつていゝとき、私は、かかる奇形的な財政を正常化するためには、ガソリン燃料税以外の財源、すなわち一般財源の投資が必要であると考えるのであります。この点に關し、大蔵大臣、農林大臣のお考えを承りたいのであります。

第四点は、雪害道路の事業についてであります。計画構想によれば、「雪害道路事業の拡大強化をはかる」といふことになつておることとあります。昨年一月の豪雪による苦しい体験、深刻な社会問題にまで発展した雪害に對して、道路、鉄道の交通確保が痛感され、たことは御存じのとおりであります。が、豪雪寒冷地方の交通を確保する対策というものは、私は、融雪、凍結に

対する平常からの試験研究の充実、また基本的な調査の必要といふことは、もう論を待たないところであります。が、流雪溝、なだれ防止施設の建設、除雪機械の整備拡充等、調査研究に基づいた適切な工法を採用するならば、この地域の交通確保は決して不可能ではない。現実にはそれがあつたのであります。私は建設大臣に、昨年の豪雪に対応して交通確保に関する対策をどの程度まで持っておられるかどうかを承りたいのであります。積雪地域における円滑な交通確保のための確信ある道路整備計画とその財政的措置の方策を明らかにしていただきたいのであります。

最後に、幹線自動車道路の建設についてであります。名神高速道路はこの夏完成を控えておりますが、中央道、東名道路等については、昭和三十七年度においてその一部に着手し、それぞれ昭和四十二年、四十三年に完成する目途をもつて、来年度は建設に拍車をかけることとなっておりますが、他の地域、すなわち中国、九州、東北、北陸並びに北海道に及ぶ国土縦貫道路は、いまだ調査の段階であり、着工までにはほど遠い感を免れないのであります。天然資源の開発、利用、国内産業の育成、流通経済の円滑化等の見地に立つて、国土の地域の半身不随を矯正するためには、縦貫道路とともに、肋骨道路の建設こそが緊要な問題

であります。新五カ年計画には一兆一千億円の有料道路のワケを設けておりますが、大蔵大臣は、その資金の確保について十分な自信がどうかどうか。建設大臣は、調査をいつまで続けると、建設に着手される見通しがいづのか。さらに総理大臣は、国土の総合的な開発から、これら幹線自動車道路の建設のあり方について、総合的な構想を持つておられるかどうか、はっきりお答えをいただきたいと考えるのであります。

以上をもちまして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○国務大臣(池田勇人君) 道路の整備拡充は、わが国の産業、経済、文化の発展上絶対必要なのであるものであります。したがって、政府は数年前一兆円計画を立て、またお話のとおり、三十六年に二兆一千億円の計画を立てましたが、これでも不十分でございまして、したがって、今回新たに新道路五カ年計画、四兆一千億円の計画いたしました。全国の拠点都市、中枢都市、あるいは新産業都市等の配置を考えたが、国土の効率的利用と均衡ある発展をはかりたいと念願しておるのであります。したがって、今度、わが国の今後のいわゆる産業、経済、文化の発展上、五年たてばまた特別の構想を立てまして、総合的な考えのもとに道路整備による国土の開発を今

後とも続けていきたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣河野一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣(河野一郎君) ただいま総理からお答えがありました。実は、道路の予算がここ数年急激に増加してまいりまして、これまでは既定の道路計画もしくは既存の道路の改修ということをやつてまいりましたけれども、この段階になりました以上は、私といたしましては、将来少なくともわが日本の産業構造もしくは人口の分布というふうなものを想定いたしました。この想定のもとに計画を進めることが必要であらう。もちろん、非常にむずかしい問題でございまして、二十カ年を一応のめどにいたしました。各学識経験者の御意見を承つて、これを将来のわが日本の一応の道路計画とすることにいたしましたのでございまして、その目標に基づいていろいろ計画を立てておりますが、ここでひとつ相当の決意をもつて変えましたことは、これまでのように一級、二級国道、主要国道、これを舗装いたします際に、いずれも改良、拡幅をいたしてまいりましては、とうてい全国の道路を舗装するといふことは、何年かかるかわからぬといふやうなことに相なります。そこで、まず舗装といふやうな意味合いから、がまんのできる程度のところは現状において舗装していこう。一方、重要な産業道路の建設と、既存の道路

を舗装するといふ二つの目標におきまして、一応の計画を立てております。そういう意味合いからいたしました。昭和四十三年もしくは四年までに、一級、二級国道は全部舗装を終わるといふ計画を立て、四十五年までには、主要国道は全部舗装を終わるといふことを第一の目標といたしております。

次に、このやうな意味合いにおきまして、都市偏重といふことをしきりにおっしゃいますけれども、決して都市偏重にあらずして、いま申し上げますように、全国の主要国道までを四十五年までに舗装を終わるといふことに方針を変え、したがって、この計画を進めます上において、各府県はこれまでの道路に持つておられます関心もしくは予算を、この機会に一べんお考え直しを願ふ必要があるという意味合いから、人口、もしくは県の面積、もしくは県の財政といふやうなものを勘案いたしまして、各府県の道路予算の適正な数字は、この辺までちょうどいふ必要があるといふものも一応参考にして、各府県知事さんと御懇談申し上げて、無理のかからない程度において、この計画を進めてまいらうということにいたしました。おわけございまして、だんだんお示しになりましたような点につきましては、特に注意して事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、積雪地方の道路でございまして、この点は、私といたしまして、昨年調査に参りまして、特に深い関心を持ちまして、まず第一に各町村に除雪の機械を設置していただく。これによって、細い町村道の除雪もしていただく必要がある。国道、県道につきましては、国、県においてやりますけれども、各市町村の除雪も必要であるといふので、除雪機械の補助を相当大幅に持つていきたい。そうして、各市町村、県、国一体となって除雪をしたい。さらに道路につきましても、十分に整備をする必要があるといふことから、五カ年計画を立て、さらに、順次これらの地方の道路を、いわゆる雪から守る道路に構造を改善していくというに配慮いたしていただくのであります。

最後に、関東から新潟方面に参ります道路について特に御質問でございまして、一応予算が四兆一千億になつては、新道路五カ年計画におきまして、一応予算が四兆一千億になつております関係から、高速自動車道路といたしましては、東京―阪神間を結びます道路を完成すること、中部縦貫道路のすでに決定いたしましたおきまのものを完遂すること、この二つができればいいのでございまして、あとは九州にいたしまして、中国にいたしまして、東北にいたしまして、いずれも測量を終わり、一部その事業の緒につくといふ程度の予算でござい

す。したがって、これら表と裏を結ぶ道路につきましては、その予算が十分ございません。そこで私といたしましては、この裏と表をつなぐ道路は、まず一級国道を十分に改修いたしまして、一級国道の十分なる改装によつて裏と表をつなぐことによりまして、高速自動車道路はその次にいたそうということ、せつかく計画を進めて、これは新五カ年計画で相当に盛り込んでおくつもりでございます。ただし、関東と新潟の場合におきましては、東京―高崎間の高速道路を新たに今後三年間で完成するつもりでございますが、あとは、高崎からどの道を通つて新潟に行くかということについて今後十分検討を加えて、そうしてこの延長を次の計画でやつてまいらうということでございます。御了承いただきたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角榮君) 新道路五カ年計画策定にあたりまして決定いたしました八千億の地方単独事業分に対して、地方の財源等から考えまして過重ではないかという御質問が第一点にございましたが、近年における地方単独事業の趨勢が約一千億をこしているという事情から見まして、また、財源的に地方交付税が増額せられておると、また、都市計画税等の収入が非常に増大をいたしておる等の事情から見まして、この五カ年、八千億の単独事業

費は十分遂行できる見通しでありまして、十分遂行できる見通しであります。

第二点は、ガソリン税及び軽油引取税の増徴に際して、道路に直接関係のない農業用燃料として使用せられておるものまで道路財源として組み入れることは不適当ではないかという御質問であります。これらの問題につきましては、原則的には、消費税であるガソリン税が目的税式になつておる現在の法律の体系上から見まして、これを道路整備の財源に入れるということには問題はないわけでありまして、しかし、現実的な問題といたしまして、今度の増徴が道路整備の財源を確保するための増徴になつておりますので、その意味において、農業用燃料として使用されているものを増徴するということに対しては不適当だという御意見があると思ひます。この意味に対していろいろ慎重に農林、大蔵両省において検討をいたしたのであります。現実問題になりますと、徴税の面から見ると、免税を行なうとしても、そのコストが非常に高くなるということ、もう一つは、他への流用が防止できないというような問題もありませんので、新しく農林予算に、農道の整備の費用として七十四億圓、また改良資金として二十億圓、計九十四億圓の財政支出を行なうことにいたしましたわけでありまして、今度増徴せらるる分を含めまして、農林用のガソリン税は現在九十億に約十億の増徴でありますので、ほとんど道路財源として使つておられます。総額が農道等に還元をせられておるといふ事実を御承知いただきたいと思ひます。

第三点は、幹線及び肋骨道路の建設に対する財源措置に對しての御質問であります。幹線については、いま建設大臣の御答弁のとおりであります。しかし、将来にまたがる肋骨道路等の整備等については、御承知のとおり、建設省は国土基本構想との関連において概略将来図を描いておるようでありまして、まだ案が政府部内で確定をいたしているわけではございませんので、現在のところ確たる財源措置を大蔵省では考へておりません。しかし、将来必要ありと認められ、具体的な計画がきまりましたら、そのときにおいて大蔵省でも検討をいたします。(拍手)

〔国務大臣早川崇君登壇、拍手〕

○国務大臣(早川崇君) 新しい八千億圓の新道路計画による地方単独事業が地方自治体に対して過大な計画ではないかという御質問であります。大蔵大臣も答へられましたとおり、来年度をとりまして、自主財源は二千三百億圓、交付税八百億圓、以上合わせて三千億圓以上の増収が見込まれるわけでありまして、三十七年度単独事業をとりまして、一千億圓という計画が実施されております。したがって、この八千億圓計画に伴ひまして、三十九

年度は千二百四十億圓の地方単独事業を道路に考へておるわけでありまして。かく考えますと、市町村長、自治体の長もたいへん道路については意欲を持っておりますので、この八千億計画もおおむね実施可能であると考えている次第でございます。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○国務大臣(赤城宗徳君) ガソリン税が現在その全額が道路整備の財源に充当されておりますので、農業機械が消費するガソリンについて農業の機械化を促進するためにも免税にしたほうが適當でないか、こういう御意見でございますが、私も免税とするのが望ましいと、こういうふうに考へております。ただ、いま大蔵大臣の答弁がありまして、たゞに、税務行政上、農家の消費するガソリンを農業機械用と他の用途に區別して取り扱うことが非常に困難だといふこと、それから消費者の数がきわめて多い、こういう理由から免税がきわめて困難であるといふことで今日までその実現を見ないのはまことに遺憾であります。

そこで、第二点といたしまして、免税はしないかといひましたも、これを農業の改良とかあるいは農道の修築、改良等の財源にこれをしたらどうか。実は、そういうことからいろいろ折衝をいたして、そういう方向に大体考へも一時来たのでございますけれども、引続き本年といひましては、これに見合

ような予算の措置をして、そうして農道関係等に予算の裏づけをしていくこと、こういう話し合いになりましたので、これを農道等の財源にすることは成立いたしました。しかし、この問題につきましては、なおさらに今後とも検討を續けていくつもりでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第五、旧金鰯勲章年金受給者に関する特別措置法案(趣旨説明)、

〔草葉隆圓君登壇、拍手〕

○草葉隆圓君 旧金鰯勲章年金受給者に関する特別措置法案の提案につきまして、趣旨説明を申し上げたいと存じます。

旧金鰯勲章年金令は明治二十七年勅令第七十三号によりまして制定されたものであります。昭和十六年に至り、勅令第七百二十五号をもちまして廃止され、昭和十五年四月二十九日以降の叙勲者に対しては一時金として公債が交付されることとなりましたが、同日以前の叙勲者につきましては、引き続き旧令による年金が支給されてま

いった次第でございます。しかるに、終戦後、昭和二十一年三月に至りまして、この勲章年金の支給は、昭和二十一年十二月末日を限りとし、一切廃止され、また、一時金として交付されておりました公債も無効とされて今日に至った次第でございます。

戦後ここに十八年、この間幸いに、わが国の経済は順調に発展をいたし、国民生活もまた年一年と向上をたどりつつありますとき、旧金鵄勲章受勲者におきましては、その経済的期待権を喪失し、大部分が経済的、かつ、精神的に不遇のうちに、老後の日々を送っておるのであります。かつて、国のため生命を賭し、抜群の功績を立てた人々が、かくのごとき状態に放置されておられますことは、列国にもその例を見ないところでありまして、また、受勲者に対しまして、まことに惻隱の情にたえない次第でございます。よって、本法律によつて、これらの人々の処遇改善をはかりましたため、特別の措置を講じようとする次第でございます。

本法律案の趣旨は、昭和三十八年四月一日において生存いたしておられます旧金鵄勲章年金受給者にして満六十才に達した人々に対し、その処遇改善の一端として、旧制の功級による区別なく、一律に金七万円の一時金を特別措置をもって支給しようとするものであります。その認定は、これを受けん

とする者の請求に基づきまして、内閣総理大臣が行なうこととしたのでございます。なお、この法律実施のための手続その他につきましては、政令をもって定めることとしたのであります。

以上をもちまして、提案の趣旨説明をいたした次第でございますが、何とぞ慎重御審議を賜わり、すみやかに御賛同あらんことをここにつつしんでお願いを申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。伊藤道雄君。

〔伊藤道雄君登壇、拍手〕

○伊藤道雄君 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となりました旧金鵄勲章年金受給者に関する特別措置法案について、提案者並びに総理大臣及び関係各大臣に質疑を行なわんとするものであります。

まず第一に、勲章の名前で群を抜いて知られていたのが金鵄勲章でありましたが、また金鵄勲章というところ、軍隊と戦争を思い出します。この金鵄勲章は明治二十三年勅令第十一号により創設されたものであります。昭和二十一年勅令第七十六号によつて事実上廃止されております。いふならば、軍国主義時代のシンボルともいふべき過去の遺物なのであります。また、金鵄勲章年金令は明治三十七年勅令第百

七十三号によつて制定されたものであります。昭和十六年勅令第七百二十五号により廃止されております。ただし、昭和十五年四月二十九日以前の叙勲者については旧令によつて年金は下賜されておりましたが、昭和二十年十二月末日を限りとして勲章年金は一切廃止されておるのであります。したがつて、それ以来、日本には勲章年金というものは絶対に存在してないのであります。

御承知のとおり憲法第十四条には、「栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない」と明記してあります。これは、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」という新憲法のもとにおける栄典制度の基本原則に基づくものであることは言うまでもありません。

したがつて、現在与えられていかなる位階、勲章にも何らの恩典も伴っていないのであります。あの文化勲章にすら例外はございません。文化勲章の制度と文化功労者年金の制度とは全く別個のものとして存しておることにはここに言うまでもないところであります。しかるに、かつての軍閥や官僚がこの世を謳歌した旧帝国時代の亡霊ともいふべき勲章に一時金を支給するといふことが特権を与えることは、明らかに憲法違反の暴挙であると

断言せざるを得ません。(拍手)そこで、旧金鵄勲章年金受給者に一時金を支給することは、栄典に特権が伴うことになつて、憲法第十四条違反となると確信いたしますがゆゑに、総理と提案者にそれぞれの御見解をお伺いいたします。

なお、総理は、昨年六月三十日、衆議院本会議で、わが党の西村閣一君から、私がたゞいまお伺いした問題とは同様の質問があつた際、こうお答えになつております。「金鵄勲章の年金を受けておられました方々に対し、かつての地位に対してやるのであります。したがつて、憲法第十四条にいつております平等の原則には違反しないものと政府は考えております。」

と、こうお答えになつておりますが、これと同じような答弁では私には絶対に了解ができません。なぜならば、明治憲法下ですら勲章年金は昭和二十年十二月末日を限りとして一切廃止されていふこと、新憲法では最初から栄典に特権の伴うことを禁止していること、金鵄勲章年金受給者という特定のかつての地位に対してのみ一時金を支給することすれば、そのことが平等の原則に違反することになるということ、かような観点から、かつての金鵄勲章年金受給者という地位に対して一時金という特権を与えてもよいといふ法的根拠はどこにも見当たらないのであります。この際、特に総理の明快な御答弁をお願いいたします。

質問の第二は、提案者の説明によりますと、年金が打ち切られたため、経済的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送っている人々も多いので、これを救済する必要があるといふのであります。が、受勲者の中には、そういうお気の毒な方もおるかと思いますが、その反面、年間何十万円という軍人恩給の支給を受けている元将官閣下であつた人々のいることも見のがすことはできないのであります。提案者は、不遇のうちに老残の日々を送っている気の毒な人々を救済する必要があるといふのであります。が、その一時金の支給は元将官などを含めた年金受給者全員を対象としておる点も、われわれの了解に苦しむところがあります。この点について提案者のお考えをたゞしておきたいと思ひます。なお、経済的、精神的に不遇のうちに老残の日々を送っているのは、何も金鵄勲章の年金を打ち切られた人たちだけではございません。戦災者、被爆者、海外引き揚げ者をはじめ、無数の戦争犠牲者はいまだにその痛手をいやすこともかならず、救済されないままに、永年にわたり放置されている実例は実に枚挙にいとまがないのであります。このことは、歴代の保守党内閣の社会保障政策の貧困を意味するものであつて、国民の一人としてまことに遺憾にたえないところであります。

そこで、総理並びに厚生大臣にお伺

いいいたします。この際、旧金鵒勲章年金受給者だけ、こういう狭い範圍根性をかぎり捨て、経済的、精神的に不遇のうちに老殘の日々を送つておるお氣の毒な日本人全員に對して、たとへば老齡年金の支給額を大幅に引き上げるとともに、支給開始の年齢を逆に大幅に引き下げる、こういう措置によつて社会保障制度を抜本的に改善することこそが急務中の急務であると確信いたしますがゆゑに、總理並びに厚生大臣に、この施策に對してどの程度熱意があらになるか、お伺いしたいと思ひますので、それぞれ具体的に回答をいただきたいと思ひます。

また、提案者におかれては、この法案がいかに不公平なものであるかということに賢明にもはやお気づきになられたと思ひますので、この際、貧しきを憂へず、そのひとしからざるを憂へるという國民の皆さんの心を心として、本法案をすみやかに撤回し、今後社会保障制度の一環として検討し直そうというお考えはないかどうか、お伺ひいたします。(拍手)

質問の第三は、旧金鵒勲章年金受給者に對し一時金を支給するといふことが特別措置を講ずるならば、その次には、旧一時賜金金鵒勲章の持ち主にもぜひ支給してほしいといふふうに発展してまいりまして、とどまることを知らぬ形で範圍が拡大してまいります。現に、第四十三回国会の衆議院内閣委員会で本法案を自由党の暴挙による混亂の中で採決したと稱しているのではありませんが、その際付せられたと稱する附帯決議の一部にもこうござい

ます。「旧一時賜金金鵒勲章保持者は除外されているが、その事情は旧年金受給者と同一なるにがみ、可及的すみやかにこれにも適用するの措置を講ずるものとする。」とあるのでありまして、その該当者は推定で約六十万人ありますので、一人七万円とすれば四百二十億の巨額になることは明らかであります。このように、あらゆる戦争功勞者と稱する人たちがその權利を主張してまいりましたら、容易ならざる事態となることはきわめて明確でございます。この場合、一体どうなさろうとするのか、提案者にお伺ひいたします。また、大蔵大臣としては、旧金鵒勲章年金受給者一人七万円の一時金を支給なさることに賛成なのか反對なのか。もし賛成だといひますならば、そのいづゆる予算措置をどうなさろうとするのか。また、旧一時賜金金鵒勲章保持者一人について七万円、推定六十万として四百二十億、この点についてはどうお考えになつておられるのか。さらに、支給の範圍がだんだん拡大したら、一体どうなさるお考えなのか。國民の血税を預かる大蔵大臣としての責任ある御答弁をお願いいたします。

質問の第四は、歴代の保守党内閣は、再三、新榮典法案を国会に提出し、あるいはわが社会党に對し働きかけを行なつてきたのであります。その内容は、いたずらに過去への郷愁をかき立て、歴史の齒車を逆転させるような旧制度の復活を意圖したものであります。このことは旧金鵒勲章年金受給者に、かつての戦争において拔群の功績があつたとの理由で、違憲の疑いなきわけて濃厚な特権を与えようとする措置と一連のものであることを、ここに指摘しなければならぬわけであり

ます。元來、榮典というものは、赤裸々に申せば飾りものであつて、それ自体に何らの価値あるものではないとせん。したがつて、ことさらかかる制度を急いで設けなければならぬという理由は何もないのであります。しかるに、政府は昨年七月十二日の閣議で、突然に昭和二十一年五月以降停止してきた生存者叙勲制度復活をきめ、單なる行政措置として新榮典制度を実施しようとしてゐることは、きわめて遺憾でございます。榮典制度は、日本國憲法の基本的人權たる榮譽權に属するもので、もし実施するとしても、立法措置によつて行なうべきものであつて、單なる行政措置によつてこれを実施することは、憲法上はなじみません。當であると言わなければなりません。事實、政府は今日まで榮典法の法制措置を準備してきたのでありますが、國會通過困難を理由といひまして、行政措置によつて実施しようとするこ

は、國會輕視もはなはだしと言わなければなりません。そこで、總理にお伺ひいたします。政府は、この際、従前の榮典制度を廢止し、簡素にして、等級による差別を撤廢した、新憲法下にふさわしい平和と民主主義の精神を取り入れた新榮典制度を、しかも立法措置によつて設けようとお考えはないかどうか、お伺ひいたします。また、新しい時代のこのような榮典制度の確立の前に、戦争において拔群の功績があつたとの理由で、旧金鵒勲章年金受給者に特権を与えようとするがときは、まことに百害あつて一利なしと考えられるわけでございますが、總理はこの点についてどうお考えになるか、具体的に回答をいただきたいというこゝを最後にお伺ひいたしましたので、私の質問を終わります。(拍手)

〔草薙隆國君登壇、拍手〕

○草薙隆國君 伊藤顯道先生の私に對する御質問の点についてお答えを申し上げたいと存じます。

第一点は、憲法第十四条關係、いわゆる憲法違反と思はれるそのうちで、榮典の授与は、いかなる特権も伴わないといふことと、法のもと平等であるといふ、こゝういふものも問題にこの提案は違反してゐるのではないかと御趣旨であつたと存じます。しかし、私は、今回の一時金の支給の処置は、かつて受けておりました経済的処遇を失ひ、かつ老齡となつて、その生活能力が低下した

しました旧金鵒勲章年金受給者、ただ単に金鵒勲章という名前が、いまのお話のように耳ざわりになるということでございますが、それによつて受けておりました受給者に、一律に七万円ずつ支給しようとするものであります。決して金鵒勲章の榮典制を復活しようとするのではありません。この点は、憲法とは全然違反をしないという私の最も強い根拠であると存じます。また、いわゆる戦功を新たに評價しようとするものでもございせん。從來受けておりました経済的なものに対する損失の補償でありますので、榮典授与に伴う特権と考えることは、妥当ではないと存するのであります。

次に、法のもとに平等であるべきものではないか。しかし、合理的な理由のある差別までも、この憲法第十四条は規定しておらないことは御承知のとおりであります。戦争による犠牲者は、もとよりこれを広く救済すべきことは當然でございますが、國家財政上のかね合ひ、あるいは從來からやむを得ずこれに順序をつけて補償、援護が今日まで順次行なわれてまいりましたことは、御承知のとおりであります。まずもつて、國家が制度上約束をいたしましたものから順次補償を行なうといふのが、これが順序であらうと存する次第でございます。

第二の私に對します問題点の中で、むしろ、この法案は撤回をして社

会保障に切りかえるべきものではないかという御趣旨であつたと存じます。

しかし、今回の旧金勲章年金受給者に對する処置は、恩給その他各種戦争犠牲者に對する一連の処置に見合ふものでありまして、事の性質上、主として國家補償という見地に立ち、これに老齢者の經濟的処遇の改善をはかるといふ意味を含めましたことを適當と考へまして、このような処置をとつたのでありまして、國家補償という重大要素がありますので、もつぱら社會保障の見地のみに立つての施策をすることが、必ずしも妥當でないと考え、このような処置をとつたのであります。もちろん、一般に老齢不遇の方々に對する社會保障は、本問題とは別に十分進展いたすべきものと存じております。

第三の問題は、一時賜金についてはどういふことを考へたか、當然年金とあわせて一時賜金も考へるべきではなかつたかという御趣旨であります。また衆議院においては、かつて附帶決議もなされておる、この取り扱いについての御質問であつたと存じます。この法案の立案にあたりまして、金勲章を受けておられます者のうち、一時賜金を受けておられます人たちに對する対策についても、十分検討をいたしましたのでございます。しかし、今回の一時金支給という要件について、特に年金受給者に限りましては、先ほど

申し上げましたように、當時の金勲章一時賜金は支那事變以降でありまして、さうして年金と一時金とはその持つておられます比重、重みも經濟的な立場もたいへん違つたと存じます。かつまた、年齢も相當、老齢者が年金受給者は多いのでございまして、とりあへず年金受給者に限りましては、これを、御了承をいただきたいのであります。以上をもつてお答えをいたします。

(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 旧金勲章年金受給者に關する特別措置法案に對しましての憲法上の御質問でござい

するが、ただいま提案者からこの問題につきましては、至れり尽せりの御答弁がありました。私も全く同感でござい

ます。特に御質問がございまして、

たので、私の所見を申し上げます。

今回の措置は、金勲章年金令が廃止された後、昭和二十年までもらつておつた方々に對してであり、しかも六十歳以上で特別の事情のある方であるのでございまして、したがひまして、憲法第十四条に於いておられます榮典を与へるものではないのでござい

ます。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

ません。金勲章制度を榮典として復活して一時金を与へるものではござい

のにつきましては、一応制度としては

全國民が対象として網羅されておるといふことになつておるのであります。すなわち、國民年金あるいは厚生年金、船員保険、各種公務員の共済制度、あるいは私立学校、農林漁業団体職員、かような保障制度によつて老後の保障は一応できておるのであります

が、その内容はきつめてまだ不十分であるといふことはお互に承知してお

るところでありまして、これからこの内容を充実に、國民が老後の保障を受

けられるようにしようといふことは政府の大きな方針であるのであります

で、ただいまお話のように、現に、厚生年金等につきましては、一萬四千金

を実現せしめようとこの国会に提案、御審議をいただくことになつておる

のであります。御趣旨の点は十分拝承し、われわれもその充実に努力いた

すつもりでございまして。(拍手)

〔國務大臣田中角榮君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角榮君) お答えいた

します。

大蔵省はこの法律制定に賛成か反対

かといふことが第一点であります。

本件につきましては、衆議院にお

ける審議の過程において内閣の意見が提

出をせられております。すなわち、本

案が成立すれば、法律違反を起さな

いように措置いたしますと、こ

ういふ考え方であります。

第二点は、本法案が通過いたします

と、一時賜金受給者等を含めて、い

ろんなものに波及するが、さうい

うに對してどう考へるかといふこと

でございますが、本法は年金受給者

に限つておるのでありまして、その

ものに波及するといふことには考

へておりません。

第三点は、本法案が通過した場合、

予算は一体どうなつておるのかとい

ふことでございますが、現在の御審

議を願つております三十九年度の

予算は法律が通過して法律となれば、政府は法律義務を負うわけでありま

す。予備費の支出をもつてまかな

ざるを得ないといふふうに考へま

す。所要見込み総額は六億四千萬

円でございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑

通告者の発言は終了いたしました。

質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、国

有財産法第十三条の規定に基づき、

国会の議決を求めるの件を議題と

いたします。

まず、委員長の報告を求めます。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

大蔵委員長新谷寅三郎君。

昭和三十三年二月二十一日 参議院會議録第八号 国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

審査報告書

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十三年二月十八日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

要 領 書

一、委員会の決定の理由

本件は、宮殿及びその附帯施設等の新築新設を行ない、これらを皇室用財産として取得するとともに、国有財産管理の適正を期するため、公共用財産を公用財産とする等の必要があり、国有財産法第十三条の規定に基づいて、国会の

議決を求めたものであつて、適当な措置と認める。

一、費用

昭和三十三年年度予算には、皇室費(宮廷費に、宮殿新設のため必要な経費十一億七百八十一万円のほか、国庫債務負担行為額二億九千二百四十五万一千円、計十四億二千六万一千円が、宮殿附帯施設と

しての電気機械室の新築に必要な経費六千四百二十七千円、同地下駐車場の新築に必要な経費二億三千八百二十二万円、同工作物の新設に必要な経費五千三百四十二千円が、また皇居東側地区工作物の新設に必要な経費一億二千九百二十九万七千円、皇后陛下御遺曆記念ホール新設に必要な経費八千三百

八十四万七千円が、それぞれ計上されている。

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件
右
国会に提出する。

昭和三十三年二月十一日

内閣総理大臣 池田 勇人

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件

1 次の公共用財産を公用財産とするため、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、国会の議決を求める。

イ 所在地 京都市上京区烏丸通り

ロ 口座名 京都御苑

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備考
土地	公園	一、四三三坪	一〇、九五〇、〇九九円	所管換	一、九八、九一五坪、一、五二〇、九三五坪、四六三坪のうちの一都である。

2 次の公共用財産を皇室用財産とするため、法第十三条第一項及び第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

イ 所在地 東京都千代田区麴町一丁目一番地

ロ 口座名 皇居外苑

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	数量	台帳価格	事由	備考
土地	公園	二、三三九坪	四六、六六〇、〇九〇円	所管換	三〇〇、三九一坪、一二、七五一坪、七、九五〇坪のうちの一部である。

3 次の公用財産を皇室用財産とするため、法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

4 次の財産を皇室用財産として取得することについて、法第十三条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める。

一 宮殿の新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種目	予定数量	予定価格	事由	備考
建物	事務所建	建坪三六六延坪六九四三	六、七六〇、〇〇〇円	新築	鉄骨、鉄筋コンクリート造り地上二階地下一階工作物を含む。

二 宮殿の附帯施設としての電気機械室の新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種 目	予 定 数 量	予 定 価 格	事 由	備 考
建 物	雑屋建	延坪 五五二	三三、〇〇〇、〇〇〇 円	新 築	鉄筋コンクリート造 附帯工作物を含む。
イ	所在地	東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)			
ロ	口座名	皇居			
ハ	財産の区分、種目、数量及び価格				

区分	種 目	予 定 数 量	予 定 価 格	事 由	備 考
建 物	倉庫建	延坪 三、二七	四六、〇〇〇、〇〇〇 円	新 築	鉄筋コンクリート造 附帯工作物を含む。
イ	所在地	東京都千代田区一番(皇居西の丸地区)			
ロ	口座名	皇居			
ハ	財産の区分、種目、数量及び価格				

区分	種 目	予 定 数 量	予 定 価 格	事 由	備 考
工 作 物	門 障	一個	二五、〇〇〇、〇〇〇 円	新 設	
	水道	一個			
	下水	一個			
	築 庭	一個			
	舗 床	二個			
	照明装置	一個			
	通信装置	一個			
	電話線路	五〇メートル			
	雑工作物	一個			

〔新谷寅三郎君登壇、拍手〕

○新谷寅三郎君 たいま議題となり
ました国有財産法第十三条の規定に基
づき、国会の議決を求めるの件につき
まして、大蔵委員会における審査の経
過及び結果を御報告いたします。

本件は、国有財産法第十三条の規定

に基づき、次に申し上げます各事項
について国会の議決を求めんとするも
のであります。

まず第一は、厚生省所管の公共用財
産である京都御苑の一部を宮内庁京都
事務所庁舎敷地とするために、総理府
所管の公用財産に所管がえしよとす

るものであり、第二は、厚生省所管の
公共用財産である皇居外苑の一部を、
国有財産管理の適正を期するために、
総理府所管の皇室用財産に所管がえし
よとするものであり、第三は、皇居
東側地区の皇居付園庭園としての整備
の進捗に伴い、同地区内にありまする

総理府所管の公用財産を皇室用財産に
種別がえしよとするものであり、第
四は、旧宮殿あとに新宮殿を新築し、
予定価格六十七億六千九百万円の同宮
殿と、その付帯施設として新築または
新設される電気機械室、地下駐車場等
をも皇室用財産として取得するととも

五 皇居東側地区工作物の新設

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種 目	予 定 数 量	予 定 価 格	事 由	備 考
工 作 物	水 道	一個			
	下 水	一個			
	築 庭	一個			
	舗 床	二個			
	照明装置	一個			
	消火装置	一個			
	電話線路	一、三〇メートル			
	電力線路	一、三〇メートル			
	雑工作物	一個			
		八〇メートル			
		三、二七、〇〇〇 円		新 設	

六 皇后陛下御還暦記念ホールの新築

イ 所在地 東京都千代田区一番(皇居東側地区)

ロ 口座名 皇居

ハ 財産の区分、種目、数量及び価格

区分	種 目	予 定 数 量	予 定 価 格	事 由	備 考
建 物	事務所建	延坪 二四四	八、八七、〇〇〇 円	新 築	鉄筋コンクリート造 附帯工作物を含む。

昭和三十一年二月二十一日 参議院會議録第八号 請暇の件

たしました。特に乾堀周辺の財産管理が不合理であるといわれる実情、旧北の丸地区の管理の実態、公用財産を皇室用財産に種別がえすることの管理上の効果、不法占拠された国有財産の処理の実情等について熱心な質疑が行なわれましたが、その詳細は會議録によつて御了承いただきたいと存じます。

質疑を終わし、討論に入りましたところ、鈴木市蔵委員より、「皇居は民主的管理のもとに開放すべきである等の理由から本件に反対する」との意見が述べられ、天田委員より、「本件には賛成であるが、特に国有財産管理の万全を期すべきである」との意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本件は、多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本件全部を問題に供します。本件に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本件は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) この際、おかけいたします。

小林篤一君から病氣のため二十九日、野村吉三郎君から病氣のため二十

三月三十一日第三種郵便物認可

八日間、それぞれ請暇の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可することに決しました。

次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時三十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 重政 庸徳君

議員
森 八三一君 渋谷 邦彦君
植木 光教君 山高しげり君
鬼木 勝利君 野知 浩之君
二木 謙吾君 大竹平八郎君
鈴木 一弘君 中尾 展義君
島島徳次郎君 青田源太郎君
加賀山之雄君 北條 惇八君
鈴木 恭一君 森部 隆輔君
堀本 宜実君 高瀬莊太郎君
和泉 寛君 上原 正吉君
野本 品吉君 最上 英子君
市川 房枝君 小平 芳平君
河野 謙三君 三木與吉郎君
佐藤 尚武君 白木義一郎君
野田 俊作君 木暮武太夫君
太田 正孝君 笹森 順造君
中上川アキ君 北口 龍徳君

鈴木 一司君 沢田 一精君
源田 実君 栗原 祐幸君
久保 勘一君 川野 三曉君
丸茂 重貞君 植垣弥一郎君
岸田 幸雄君 谷村 貞治君
徳永 正利君 仲原 善一君
中野 文門君 豊田 雅幸君
天坊 裕彦君 竹中 恒夫君
鈴木 万平君 八木 一郎君
山下 春江君 山本 利壽君
大谷 賛雄君 館 哲二君
佐藤 芳男君 青柳 秀夫君
平島 敏夫君 鍋島 直昭君
堀 末治君 藤野 繁雄君
新谷實三郎君 西郷吉之助君
紅露 みつ君 木内 四郎君
杉原 荒太君 田中 茂穂君
小林 英三君 大野木秀次郎君
寺尾 豊君 西川甚五郎君
井野 碩哉君 井川 伊平君
鹿島 俊雄君 川上 為治君
松野 孝一君 日高 広為君
温水 三郎君 山崎 育君
野上 進君 山本 杉君
金丸 富夫君 米田 正文君
村山 道雄君 谷口 慶吉君
木島 義夫君 北畠 教真君
西田 信一君 小西 英雄君
柴田 栄君 大谷藤之助君
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
塩見 俊二君 井上 清一君
岡村文四郎君 加藤 武徳君
剣木 亨弘君 梶原 茂嘉君

田中 啓一君 吉武 恵市君
高橋 衛君 草葉 隆圓君
増原 恵吉君 小柳 牧衛君
中山 福蔵君 那 祐一君
高橋進太郎君 石原幹市郎君
木村篤太郎君 小宮市太郎君
矢山 有作君 柳岡 秋夫君
長谷川 仁君 瀬谷 英行君
吉田忠三郎君 杉山善太郎君
林 虎雄君 大森 創造君
佐野 廣君 後藤 義隆君
林田 正治君 千葉千代世君
山本伊三郎君 武内 五郎君
柴谷 要君 北村 暢君
横山 フク君 前田 久吉君
森 元治郎君 光村 甚助君
鈴木 壽君 大河原一次君
伊藤 顯道君 小林 武治君
近藤 信一君 戸叶 武君
松澤 兼人君 藤田藤太郎君
中村 順造君 斎藤 昇君
下村 定君 小山邦太郎君
小沢久太郎君 佐多 忠隆君
加藤シツエ君 秋山 長造君
大倉 精一君 阿部 竹松君
岩間 正男君 鈴木 市蔵君
渡辺 勘吉君 小林 武君
松本 賢一君 佐野 芳雄君
高山 恒雄君 野上 元君
米田 勲君 安田 敏雄君
基 政七君 横川 正市君
小柳 勇君 鈴木 強君
相澤 重明君 占部 秀男君

田上 松衛君 向井 長年君
久保 等君 亀田 得治君
天田 勝正君 成瀬 暢治君
藤原 道子君 中村 正雄君
椿 繁夫君 木村裕八郎君
岡田 宗司君 野溝 勝君
松本治一郎君 千葉 信君
羽生 三七君 赤松 常子君
曾祿 益君

本院議員 草葉 隆圓君
内閣総理大臣 池田 勇人君
内閣副大臣 田中 角榮君
厚生大臣 小林 武治君
農林大臣 赤城 宗徳君
建設大臣 河野 一郎君
自治大臣 早川 崇君
政府委員
内閣官房副長官 草野 一郎平君
内閣法制局長官 林 修三君
総理府総務副長官 古屋 亨君
運輸政務次官 田邊 國男君

参議院會議録第七号中正誤

ベシ段 行 誤 正
三三ハ九 されてるい されてる
五 終わり一 といふところ といふところ
五 終わり一 といふところ といふところ
五 終わり一 といふところ といふところ

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)
(配達料とも) 発行所
東京都港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局 電話 東京 六六
官報課